

令和5年度新規採用職員を紹介します

●問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

9月1日付で採用した職員を紹介します。



健康保険課 母子保健係
たなくら なおこ
棚倉 那央子

妊娠から出産、子育てしやすいまちづくりに全力で取り組みたいと思っています。いつでも気軽にご相談ください。

生涯学習課 生涯学習係
ふるしょう ひろおみ
古庄 寛臣

生涯学習誌作成などの業務を担当します。早く業務に慣れて、皆様に少しでもお声を掛けていただきたいと思います。



介護保険課 介護保険係
しが みか
志賀 美加

町民の皆様にご信頼いただける職員になれるよう努めます。よろしくお願いたします。

介護保険課 地域包括支援係
ひおき みはる
日置 美春

住民の皆様のご健康で安心して暮らせる環境づくりに貢献できるように尽力していきます。



大津町任期付職員(育児休業代替管理栄養士)募集

●申し込み・問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

- 採用人数 1人程度
- 職務内容 町の健診センターなどに勤務し、主に栄養相談、栄養指導業務などに従事します。
- 任用期間 令和5年12月1日～令和7年3月31日
- 応募条件 管理栄養士の資格を有する人
- 受付期限 10月25日(水) 午前8時30分～午後5時(土、日、祝日を除く)
- 選考方法 論述審査・経歴審査・人物試験(試験日程などの詳細は、後日応募者に通知します)
- 申込方法
 - ・応募要件の詳細や申込方法など、詳しくは町ホームページをご覧ください。
 - ・試験申込用紙や募集案内は町ホームページからダウンロードできます。また、役場総務課窓口にて用意しています。
- 勤務条件、給与など
 - ・週5日フルタイム勤務(午前8時30分～午後5時15分)
 - ・給与は、町の条例や規則などにに基づき、採用者の学歴・資格・職歴などを勘案して決定します(180,000円～280,000円程度)。

詳しくはこちら▶



※任期付職員は、任期を定めて採用される正規職員です。給与、勤務時間などは、任期の定めのない職員と同様に、守秘義務、営利企業などの従事制限、地方公務員法などの規定が適用され、採用後は、一般職の職員として勤務します。

ふるさと納税のワンストップ特例申請をする人へ

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

ふるさと納税した市区町村に「ワンストップ特例申請書」を提出すると、確定申告をせずに、寄付金控除を受けることができ、所得税からの控除は発生せず、翌年度の個人住民税が減額されます。

ただし、下の事例に該当する場合、ワンストップ特例申請が無効となります。ワンストップ特例申請が無効となる場合、確定申告が必要です。

●ワンストップ特例申請が適用されない事例

事例	手続き方法
① ふるさと納税を行った自治体数が6団体以上	電子申告(e-Tax)か、税務署で確定申告が必要
② 医療費控除、住宅ローン控除などを受けるため、会社で行う年末調整とは別に確定申告を行う	①確定申告の際に、寄附金控除も含めていれば手続き不要 ②寄附金控除を含めずに確定申告をしていた場合、電子申告(e-Tax)か、税務署で確定申告の修正申告が必要
③ ワンストップ特例申請書に記載した住所と1月1日時点での住所地が違う場合で、ふるさと納税を行った市区町村へ1月初旬までに住所を変更する申請書を提出していない	個人住民税が課税される市区町村(1月1日時点での住所地)※に確認し、ワンストップ特例の情報が市区町村へ提供されていない場合、電子申告(e-Tax)または、税務署で確定申告が必要
④ 確定申告を提出する義務がある ・給与所得者であるが年収2,000万円以上の会社員である ・2つの会社から一定以上の給与がある ・副業の所得が20万円を超えている ・個人事業主、不動産収入がある・年金収入が400万円以上であるなど	電子申告(e-Tax)か、税務署で確定申告が必要

※1月1日現在で住民票がある市区町村と生活している市区町村が違う場合(大津町に住民票はあるが、実際は、熊本市に居住している場合など)は、生活している市区町村で課税される場合があります。個人住民税の納税通知書に記載されている市区町村へご確認ください。

よくあるお問い合わせ

- Q ワンストップ特例申請が無効となった場合、いつ頃わかるのか。
A 大津町から課税される人は、例年6月頃に「ワンストップ特例(ふるさと納税)不適用通知」を送付します。大津町から課税されない人も、課税される市区町村から不適用の通知が届きますが、通知の送付がない場合もあります。
- Q ワンストップ特例申請をしたが、寄附金控除が適用されていないがなぜか。
A 上の事例のいずれかに該当しているため、申請が無効となっています。確定申告を行ってください。
- 翌年の確定申告の受け付けなどについては、今後、広報おおづや町ホームページでお知らせします。また、ワンストップ特例申請が無効となる場合や、ふるさと納税した翌年度の個人住民税減額の確認方法など、詳しくは、町ホームページをご確認ください。



町ホームページ

税に関するお知らせ

税務相談を実施(無料)

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

- 日時 10月12日(木)、11月9日(木)、12月7日(木)、令和6年1月11日(木)、1月25日(木)、2月1日(木) 全回 午後1時30分～3時30分
- 場所 役場1階 住民相談室
- 相談員 南九州税理士会の税理士

消費税インボイス制度開始

●問い合わせ インボイス制度電話相談センター ☎0120(205)553

10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。適格請求書(インボイス)を発行できるのは「適格請求書発行事業者」に限られます。インボイス制度の説明や説明会の日程は国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ▶

